

平成22年11月10日

柴田町長 滝口 茂 殿

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会
会長 遠藤 保雄

まちづくり提案制度及びまちづくり推進センターについて
(答 申)

平成22年10月27日付け、柴ま政第493号で諮問のありました「まちづくり提案制度」及び「まちづくり推進センター」について、当審議会で慎重に審議した結果、それぞれの案は、おおむね妥当なものであると認め答申します。

なお、答申あたり、次の事項に配慮されるよう要望します。

記

1. まちづくり推進センターの開設時間については、住民の参加と協働という観点から、各種条件を考慮しつつ、夜間利用など弾力的な運用を追求していくこと。
2. まちづくり推進センター条例等については、その業務内容、運営について、基本的事項が明確になるよう検討すること。また、まちづくり推進センターの実効ある業務の展開について、住民の参加と協働による運営を進めていく観点から、住民自治によるまちづくり基本条例、まちづくり推進センター条例、まちづくり推進センター管理運営規則、まちづくり提案制度などについて、これらの制度等の趣旨、目的、事業内容、運営のあり方について、総合的に整理し、住民等に分かりやすい資料を作成し周知していくこと。

3. まちづくり推進センターの運営に当たっては、公設公営により対処するが、今後、その運営を公設民営をも視野に入れつつ、住民等の知恵や力を生かした運営を積極的に追及していくこと。また、その運営のあり方等については、住民等の参加・協働をベースに、今後、具体化を図っていくこと。

4. 真に活力あるまちづくりを目指すためには、住民等の参加と協働が基本であり、地域コミュニティを中心に住民等がより一層相互に連携し活動できるよう環境整備を進めていくこと。